長柄町住宅リフォーム補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、町民の生活環境の向上及び定住促進に資するとともに、地域経済対策として町内産業の活性化及び雇用の創出を図るため、住宅のリフォーム工事又は災害により被災した住宅の復旧（以下「復旧工事」という。）」を行った者に対し、予算の範囲内において、長柄町補助金等交付規則（昭和36年長柄町規則第３号）及びこの要綱に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　個人住宅　自己の居住の用に供する住宅をいう。

(2)　併用住宅　居宅の他に店舗、事務所及び賃貸住宅等の部分のある住宅をいう。

(3)　リフォーム工事　町内に存する建築後１年以上経過した前２号に掲げる住宅で

次に掲げる工事等をいう。

ア　住宅の修繕、改築、増築、模様替え又は住宅の機能向上のために行う補修、

改造若しくは設備改善のための工事

イ　住宅の敷地の外構物（門、門扉、塀、柵、生け垣等）及び敷地の舗装の整備

又は修繕・撤去のための工事

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、町長が必要と認めた工事

(4)　町内施工業者　長柄町内に本店を有する法人又は個人事業主で、リフォーム

工事を行うものをいう。

(5)　セルフリノベーション　住宅の所有者が自らリフォーム工事を行うことをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者で、リフォーム工事（復旧工事を含む。以下同じ。）を実施するものとする。補助金の交付については、１住宅につき、１回限りとする。ただし、倒壊等の危険があると認めたブロック塀、門柱及び擁壁の改修、更新及び復旧工事についてはこの限りではない。

(1)　長柄町に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。

(2)　世帯全員が町税（国民健康保険税を含む。）を完納していること。

(3)　当該年度内に工事が完了すること。

(4)　対象となるリフォーム工事について、他の制度による補助金又は助成金を受け

ていない者であること。

２　前項第４号の規定は、当該リフォーム工事以外の経費について、他の制度による規定の適用を妨げるものではない。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める補助区分に応じ、同表に定める経費とする。

　（補助金の額）

第５条　補助金の額は、予算の範囲内において、別表に定める補助区分に応じ、同表に定める額とする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長柄町住宅リフォーム補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添付して、リフォーム工事を実施する14日前までに町長に提出しなければならない。

(1)　住民票の写し

(2)　町税（国民健康保険税を含む。）の納税証明書

(3)　住宅の固定資産税課税明細書の写し若しくは建物の登記事項証明書又はこ

れらに代わる書面

(4)　リフォーム工事前の住宅状況を明らかにする写真

(5)　リフォーム工事見積書の写し

(6)　リフォーム工事の内容を明らかにする図面

(7)　セルフリノベーション見積書（様式第８号）（該当の場合）

(8)　り災証明書又は被災証明書（復旧工事の場合）

(9)　保険給付関係書類（復旧工事で該当する場合）

（補助金の交付決定）

第７条　町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定し、長柄町住宅リフォーム補助金交付決定通知書（様式第２号）により、当該申請者に通知するものとする。

２　町長は、前項に規定する交付決定後に交付申請時点での工事内容に関わりのない変更をした場合は、これを認めない。

（承認の申請等）

第８条　申請者は、前条第１項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止するときは、速やかに長柄町住宅リフォーム補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第３号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で補助金の額に変更が生じない場合は、この限りでない。

(1)　変更箇所の写真

(2)　変更後のリフォーム工事見積書の写し

(3)　変更後セルフリノベーション見積書（様式第９号）（該当の場合）

(4)　変更内容を明らかにする図面

(5)　その他町長が必要と認める書類

２　町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更等の承認の可否を決定し、長柄町住宅リフォーム補助事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第４号）により、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第９条　申請者は、補助金に係る住宅のリフォーム工事が完了したときは、完了後速やかに、長柄町住宅リフォーム補助金実績報告書（様式第５号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1)　契約書又は請書の写し

(2)　領収書の写し

(3)　リフォーム工事後の住宅状況を明らかにする写真

(4)　その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条　町長は、実績報告書の提出があったときは、その報告書の審査又は必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、長柄町住宅リフォーム補助金交付確定通知書（様式第６号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条　前条の規定により補助金の額の確定を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、長柄町住宅リフォーム補助金交付請求書（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条　町長は、前条の規定により補助金の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消）

第13条　町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2)　補助金を他の用途に使用したとき。

(3)　自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(4)　前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第14条　町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか、長柄町住宅リフォーム補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月１日告示第２号）

この告示は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和元年12月９日告示第12号）

この告示は、令和元年12月９日から施行する。

附　則（令和２年１月31日告示第16号）

この告示は、令和２年２月１日から施行する。

附　則（令和４年10月19日告示第10号）

この告示は、令和４年10月26日から施行する。

附　則（令和５年３月30日告示第８号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

　　　　附　則（令和５年９月８日告示第５３号）

この告示は、令和５年９月１１日から施行する。

附　則（令和６年３月５日告示第５号）

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の長柄町住宅リフォーム補助金交付要綱の規定は、令和５年４月１日から適用する。

附　則（令和６年６月１７日告示第９号）

この告示は、令和６年８月１日から施行する。

　　　附　則（令和７年３月　　日告示第６号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第４条、第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助区分 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
| 「業者請負型」 | 工事金額（消費税及び地方消費税を含む。）30万円以上のリフォーム工事に要した費用、ただし、ブロック塀、門柱及び擁壁の改修、更新及び復旧工事については、10万円以上とする。 | 補助対象経費の100分10に相当する額、ただし、ブロック塀、門柱及び擁壁の改修、更新及び復旧工事については、100分の30に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、それぞれ20万円を限度とする。  ただし、町内事業者に施工させた場合は20万円を30万円と読み替える。 |
| 「セルフリノベーション型」 | 材料費（消費税及び地方消費税を含む。）3万円以上 | 補助対象経費の3分2に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。 |